

J A M 政策NEWS

2010年12月15日 第2011-11号

【発行】J A M

【発行責任者】斎藤常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

政労使の『雇用戦略対話』

未払賃金立替払制度など 「今後とも実施」で合意！

■■■■■ J A Mの緊急要請行動が結実 ■■■■■

労働界・産業界のリーダーと有識者、政府関係者による意見交換・合意形成を目的として首相の下で開かれる「雇用戦略対話」が12月15日に開かれ、J A Mが全国で展開した緊急要請行動で求めた未払賃金立替払制度を「今後とも実施する」ことが合意に至りました。

雇用保険二事業、社会復帰促進等事業ともに「今後とも実施」

この日の「雇用戦略対話」では、現下の雇用情勢に適切に対応するための基本方針と2011年度における主要政策が話し合われ、合意内容が『雇用戦略・基本方針2011』として取りまとめられました。

この中の「雇用を守る」政策として、労働保険特別会計による雇用保険二事業、未払賃金立替払制度を含む、労災保険の社会復帰促進等事業について、「労働者保護や雇用のセーフティネット対策としての重要な役割や労使の議論を積み重ねてきた経緯を踏まえるとともに、行政刷新会議の指摘を踏まえた無駄の排除の徹底の観点から点検を行い、より効率的・効果的な事業として、必要な見直しを行った上で、今後とも実施する」と、明記されました。

労使の意見を十分尊重

『雇用戦略・基本方針2011』は、2011年度予算案編成を含めて、政府が今後の経済・雇用政策に反映させるとともに、その実施にあたっては、「労使及び有識者の意見を十分尊重する」ことも確認されています。

「雇用戦略対話」の席で連合の古賀伸明会長は、

労働保険特別会計による事業について『今後とも実施する』とされていることについて評価する姿勢を示すとともに、雇用最重視の政府の姿勢に対する期待を表明。あわせて、この日の合意文書には盛り込まれなかったハローワークの問題についても言及し、国と地方自治体が共同で協議会を設置し、ハローワークの運営を一体となって行う方向で議論が収斂しつつあることを評価しました。

J A Mの緊急要請行動 300カ所超える地元事務所にも

労働保険特別会計による事業については、内閣府行政刷新会議による「事業仕分け第3弾」が10月27日、「雇用調整助成金以外の必要性の低い雇用保険二事業は、特別会計の事業としては行わない」「労災保険の社会復帰促進等事業については原則廃止」としたことから、連合が撤回を求めた活動を展開。

J A Mも「未払賃金の立替払制度の存続」などを掲げた緊急要請行動の展開を11月25日の第2回中執で決定。12月1日には、国会で全地方J A Mから集結した130人が民主党所属全議員の国会事務所に要請行動を行ったほか、10日までの間に、各地方J A Mが300を超す国会議員地元事務所に対する要請行動を展開しました。

『雇用戦略・基本方針2011』本文は、首相官邸ホームページでご覧になれます。
<http://www.kantei.ac.jp>